

# あしたの虹

2021年 5月 No.11  
〒460-0011 名古屋市中区大須4-10-26  
大須土方ドリームマンション 401  
日本国民救援会愛知県本部内 TEL 052-684-5825 FAX 052-684-6355

東海地方は昨年より25日も早い梅雨入りです  
皆様、お変わりございませんか

◆田邊雅樹さんとの面会記——5月25日

国民救援会大分県本部の

松井実世弘さん、河野武男事務局長より

「大分刑務所の1刑務官にコロナ感染者が出た事が新聞に載ったこともあってか？今日の面会者は全くいない。各面会室の入口ドアも全部開かれていた。田邊さんに聞いたら中は普段と変わりはないと言っていた。

要望のあった本について報告し、今回届けた救援新聞に目を通してほしい、事件のことがよくわかると。また、再審法改正運動の意義についても話になった。

今月28日、後藤弁護士が会いに来る。一定の時間を取って話をするということになっていた。

来年夏出所することになれば住所変更はしなければならない。預かって貰っている本の取捨選択もしたいとのこと。

今年は桜の花も早く咲き、梅雨入りも早い様だ。体調にはお互い気をつけよう！と、面会は終わった。そのあと、大体いつもの品々をさし入れしたが、珍しく宅下げはなかった。」

[注]田邊さんが読み終わった本などは「宅下げ」し、十数年にわたって河野事務局長のご自宅に預かって貰っている。出所後、整理するということ。

田邊さんに激励のお手紙を出して下さい

【宛先】

〒870-0856 大分市畑中5-4-1 田邊雅樹 様

◆新型コロナウイルスはやはり強敵

田邊さんの再審請求棄却決定(2019年1月25日)から2年を迎えて大宣伝行動を行う予定でしたが、愛知県に緊急事態宣言が出た(1月13日)ため2月に延期をしました。しかし、2月～4月までの宣伝行動は、いずれも署名は難しく、事件のチラシ入りポケットティッシュを配るだけとなりました。そして5月、「全国いっせいで宣伝行動」に向けて準備も済ませていたのですが、愛知には又もや緊急事態宣言が出され、6月27日(日)に延期することになってしまいました。



◆「上申書」120通を提出

1月下旬に支援者の皆さんに呼びかけた「裁判長に上申書を出す運動」。お陰様で大変に反応が良く、第1次分として120通を予定通り4月15日に名古屋高等裁判所刑事訟廷管理室に提出しました。

コロナ禍で支援者が集まって行動を起こすことが難しい中でもできる運動として提起したのですが「時宜を得た運動だ」との評価を戴きました。

18年前の4月15日は、田邊さんが逮捕された日です。刑事訟廷管理官には先ずこのことを伝え、冤罪を被っている当人のみならず、ご家族やそれにつながる多くの人々が [裏面に続く]

そのことによっていかに辛く厳しい人生を強いられていることか、それを思う私たちの胸の内を伝えました。そして、提出する一枚一枚に、書いてくださった皆さんお一人お一人の思いが具体的に表れている重みがあることを伝えました。

寄せられた内容は、「自白をしているから有罪だ」との高裁の判断に対し、証拠に基づく科学的な判断を求める痛烈な批判、未開示の証拠の全面開示と三者協議をすべきとのご意見などが圧倒的に多く、それらを通じて再審無罪を求める声が沢山記されていました。また、「裁判のやり直しを決めることができるのは、総理大臣でも天皇陛下でもなく、裁判所だけです」と、裁判官の仕事の重要性和責任に迫る視点から書いてくださったものもありました。

\*第2次の提出は、7月6日(高裁で逆転有罪が出た日)の予定です。「上申書」の様式は「えん罪豊川幼児殺人事件田邊さんを守る会」のHPからダウンロードできます。沢山送ってください。

#### ＝署名も提出＝

4月15日には2,701名分の署名も提出し、異議審の署名提出は累計で12,879名分となりました。皆様には心から御礼申し上げます。

#### ◆再審法改正運動の推進

豊川事件の地元では、国民救援会の豊川支部と東三河支部、そして田邊さんを守る会の三組織から2名ずつの代表者を出して「再審法改正運動推進委員会」を作って運動の推進に当たっています。

#### ＝「無実の人を救う」学習会＝

コロナの為に2度延期した学習会が、3月6日に豊橋で、3月14日に豊川で、いずれも豊川事件の弁護団の先生方を講師に招いて開かれました。豊橋会場では、小林修弁護士の講演に26名が参加、豊川会場では田嶋久資弁護士の講演に23名が参加し、「再審法改正の必要性」について学びました。

再審に関わる法律については、戦後の刑事訴訟法の改正時に憲法39条との関係で「不利益再審」がなくなり、再審は無害の救済に徹した制度になりましたが、再審に関わるその他の条文が変わらなかったために、その精神が活かされることがない状態が続いていること。「白鳥決定」の「新旧全証拠の総合評価」が限定的に解釈されたり、検察官の不服申し立てで再審請求から無罪判決まで

に何十年もかかっている事件があることなどの問題点が指摘されました。

#### ＝「再審のルールを作ろう大学習集会」に157名が参加＝

4月10日には、ジャーナリスト・江川紹子さんと冤罪犠牲者・青木恵子さんが語る学習集会が開かれ、事前に推進委員会から参加要請に伺っていた豊橋市議会議員の皆さんのなかから「自民党」の団長さんをはじめ、「まちフォーラム」「共産党」など6名の議員さんが参加してくれました。

青木さんからは、火災事故なのに我が子を殺した殺人犯という汚名を着せられ嘘の自白をさせられたこと。この悔しさをバネに、汚名を晴らすために20年を超える歳月を闘い抜き、最終的に自白を有罪証拠から削除させて「無罪」を勝ち取った経過が語られました。



会場でのお二人

再審は「これだ、という証拠を突き付けないといけない」「警察、検察は被疑者に有利な証拠を隠している」と言う青木さんの東住吉冤罪事件も、隠されていた証拠が明るみに出たことが、再審無罪につながりました。

江川紹子さんのお話も、ジャーナリストらしく豊富な取材からの分かり易いものでした。

日本の再審制度は旧態依然のガラパゴス状態にありすべてが裁判官に委ねられていること、再審は裁判官にとっては評価に影響しない雑事件扱いで何年でも放置され易いこと、誤りがあれば検証して正すべきなのに先輩裁判官の出した判決には手を付けたがらないこと、などを具体的な例やたとえなどを交えて話してくださいました。

最後に、「冤罪を晴らすために一生かかるような、そんな制度に問題はありますか」と投げかけ、・証拠の開示・検察官の上訴禁止・再審請求審も公開法廷で・検察官開示証拠の目的外使用の改善の四つの改正点を提案してくださいました。

#### ◆今年の総会は・・・

日時：7月31日(土) 13時～

会場：豊川市文化会館

記念講演は、弁護団副団長の堀龍之先生

『海保の漂流予測は無実の証し』

大勢の皆さんのご参加をお待ちします